

令和2年度 南魚沼市民病院医療事故等の公表について

南魚沼市民病院では、医療の透明性を高め、市民や患者さんの知る権利にこたえるなど、社会的責任を果たすことを目的として、「医療安全公表基準」を定めています。

この公表基準に基づき、令和2年度の医療事故等について、下記のとおり公表します。

令和3年6月30日

南魚沼市民病院
病院事業管理者 宮永 和夫

医療事故等の件数と対策事例（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

1. インシデント・アクシデント報告件数

①レベル別件数

レベル	件数
レベル0	118
レベル1	300
レベル2	69
レベル3a	46
レベル3b	8
レベル4	0
レベル5	0
合計	541

②項目別報告件数

項目	件数
転倒・転落	126
薬剤に関する	125
輸血に関する	5
治療・処置に関する	55
医療機器等医療材料の使用	54
ドレーン・チューブ類の使用	40
検査に関する	55
療養上の世話	21
その他	60
合計	541

※複数の部署から報告があったものなどについて、同一事例であっても複数回カウントする場合があります。

2. 報告から講じた医療安全対策事例

項目	概要	改善内容
表皮剥離	院内通路を歩行していた患者が、職員が開けた通路脇の倉庫のドアにぶつかり、左腕が0.5cm×1.5cm表皮剥離した。ドアは倉庫内から廊下側への外開きで窓はなく、ドア開閉時に1人では倉庫外の確認ができない状況であった。	構造上、ドアは倉庫内への内開きにできないことから、患者動線や倉庫内の物品等の位置を考慮してドアを引き戸に変更することとし改修工事を実施した。 出入り時の周辺確認を徹底した。
転倒・転落	自力歩行可能な患者。病室内でめまいが出現し転倒。倒れた後、足に痛みがあり動けなかった。 医師に報告後、レントゲン検査の結果、骨折と診断された。	入院時パンフレットを改訂した。 すべての入院患者に転倒の危険があることを職員が認識し、患者や患者家族にも同じ認識を持っていただけるよう、入院時にパンフレットを使用して説明することとした。